3．事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1)　事業再編投資計画の実施に必要な資金の額、資金調達を行う時期及び出資の履行見込みを簡潔に記載する。

(2)　資金の借入れについて法第21条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第12（第10条関係）

事業再編投資計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

住　所
名　称　　印

無限責任組合員の氏名又は名称

年　月　日付けで認定を受けた事業再編投資計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第17条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容
（備考）
1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十三条、第三十五条、第四十一条及び第五十四条第一項に規定する業務に関する事項 九～十九　［略］ 二十　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項及び第三項に規定する業務に関する事項 二十一～二十五　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十五条、第二十九条及び第四十二条第一項に規定する業務に関する事項 九～十九　［略］ 二十　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項に規定する業務に関する事項 二十一～二十五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。